

議案第68号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除に関する規定を加えること。（附則第5項及び第6項関係）

3 施行期日

令和3年1月1日から施行すること。